

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午前10時00分～午前11時41分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 3 番 神谷 直子、 6 番 今原 ゆかり、
10番 北川 広人、 12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克

オブザーバー

副議長（2 番） 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般 3 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、行財政改革 G L、総務部長、行政 G L、財務 G L、
市民部長、市民窓口 G L、経済環境 G L、
都市政策部長、土木 G L、都市計画 G L、防災防犯 G L、上下水道 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第45号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第46号 市道路線の認定について
- (3) 議案第48号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- (4) 議案第49号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (5) 議案第50号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (6) 議案第51号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第53号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- (8) 議案第54号 令和8年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
- (9) 請願第2号 高校生世代までの通院医療費の全額助成を求める請願

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月11日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案8件、請願1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避

け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第45号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問(13) これ上位法、法改正、いつ施行されて、このタイミングで条例改正の議案上程が行われた経緯について、まず御説明をお願いいたします。

答(経済環境) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の計15法の一部が改正され、今回条例改正をさせていただいておりますけれども、施行日が令和8年10月1日でございますので、本9月議会で御審議いただくことといたしました。

答(13) ちょっとよく分からなかったんですけど、法改正が令和8年10月1日ですか。そうすると、その前に条例改正をされるんですか。そのあたりが今よく分からなかったのと、あわせて、この今回の法改正による高浜市における影響とか対応についても併せてお聞かせください。

答(経済環境) 先ほど、今回の条例改正に影響する条文の施行日が8年10月1日と御答弁をさせていただいたものでございます。

それから、具体的な影響でございますが、これは総括で野々山議員に御答弁させていただいたとおりでございます。

問(13) これ新法の第6条の2第3項において、市町村から非常災害廃棄物処理の委託を受けた者等は、市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合の基準等に従う場合に限りってあるんですけど、このいわゆる基準等というものについては高浜市は今後それを設定していくのかどうかもちょっとよく分からないし、現状もちょっとよく分からないので、そういった対応についてはどのように何かスケジュール的なものがあるのかないのか、そういったことを教えていただきたいんですけど。

答(経済環境) 現時点では、これから検討するということでございます。

問(13) 今検討されるっていうことは、いわゆる市町村ごと、各自治体ごとに基準を定めていくっていうことになるんでしょうか。

答(経済環境) その点も含めて、今後検討いたします。

問(13) これ多分基準等が、これ新法を読むと、基準等に従う場合に限りって書かれ

てるものですから、そうなると、基準がない場合はこれ再委託とか再々委託っていうのが災害時にはできないっていうふうに私これ読み取れちゃうのかなと思うんですけど、そのあたりの解釈について教えてください。

委員長 答弁をお願いします。

答（環境経済） 現時点では、ちょっとまだその点についてもこれから検討をして、調査をしまして内容をしっかり確認して検討していく予定でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（２）議案第46号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

問（13） まず、これ芳川町、本郷町、それぞれの開発区域の面積及び接続道路幅、いわゆる幅員、これ何メートルから何メートルになるのか、教えてください。

答（都市計画） まず、開発区域の面積に関する御質問でございますが、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、ともに3,000平方メートル以下だったと記憶をしております。

あと、接道に関する御質問でございますが、まず開発行為におきましては愛知県の許可権限でございまして、今回の開発につきましては開発行為の完了に伴い開発道路の帰属を受けましたので、認定道路とするため御審議をいただくものでございます。

よって、接道については議案の範疇ではないと考えておりますので、お答えすることは控えさせていただきます。

問（13） いや、ここを市道路に認定するってことは、市がある意味、お墨つきを与えるんですよね。開発にも今回多分県の許可を下りてると思うんですけど、これまでも私結構ここで何回でも言ってるんですけど、いろいろ問題があるものですから、やっぱりそこはきっちりまずお答えいただかないといけないと思ってますけど、今結局その接続道路幅については持ってるけど答えたくないっていうことに、私はそのように聞こえて

しまうんですけど、それでよかったんですか。ちょっとそれでいいかどうか、もし違う認識であればそれを教えていただきたいのと、あと結局、ぱっと見というか地図を確認させていただいたんですけど、これ、ごみ収集車、これなかなか車の長さっていうのがありますので、これまず安全に侵入、回転、収集して抜けてくることができるのかどうかについてお答えください。

答（都市政策部） まず1点目の件につきましてですが、先ほどリーダーも申し上げましたように、こちら愛知県の許可案件になりますので、その許可に基づいて出てきたこの帰属を受ける道路について御審議いただくという、帰属についての御審議をいただくという場になりますので、そういう意味で議案の範疇外というお話をさせていただいたものです。

問（13） これすごい非常に関連してるんですよ。当局は、議案の範疇外っていうんですけど、これ非常にやはり住む人たちがきちんと安全・安心な環境でここを市道路認定をした上で居住できるのかどうかっていうところをきちんと私たちは確認しなければ、やはりそれは市道路として認定していかげなものかなっていうところもありますし、開発の許可につきましても、これまでも私としては、いや、これ文書偽造でしょうっていうようなものも見受けられてきたもんですから、それで私はやはりそこはきっちり確認した上で審議したいなと思ってるんですけど、やはりそれも答えたくない、関係ないから答えないっていうスタンスでしょうか。

答（副市長） 前回の委員会でも同じようなことを質問されてますけども、愛知県さんが開発行為の権限持って見えるんですね、許可のね。我々も当然、その事案について当局でいわゆる担当部局がきちんと判断をして愛知県に出すと。県のほうが完了検査をして、もう既に完了検査終わってるんですよ、開発行為としては。それに対して、現道に接続する道路がどうのこうのっていうのは、県にお話をされたらどうなんですか。ここで質問することじゃないですよ。

「委員長。」と発声するものあり。

答（副市長） だから聞いてください。だから、今は審議してるのは、さっきも答弁してますけど、市道認定に対しての今の2本の道路の幅員やじんかい車が通れるか通れんかっていう話をされますけど、そういう質問なら分かりますけど、全然関係ない話を開

発行為の中身の話を質問されても我々答える必要はないと思いますよ。

答（土木） 道路の幅員につきましては、開発道路で5メートル以上ございます。

また、接続する道路につきましては4メートル以上ございますので、ごみの収集車両等通行に支障ないというふうに判断しております。

問（13） 副市長、今、土木グループのリーダーのほうがかちんとお答えいただいているので、説明責任を果たしてほしいなと思うんですけど。

次、緊急車両の円滑な活動についてお伺いしたいんですけど、これ消防車、救急車、ごみのパッカー車よりもすごく大きいんですよ。このあたりについて、スムーズに入って活動、転回できるかっていうところと、あと沿道に車1台とまっているだけでも緊急車両の通行に支障が出る場合があるんですけど、その点について問題がないのかどうか、併せて市の見解をお聞かせください。

答（都市政策部） 先ほどのところの中で副市長が答えたのは、あくまでも開発許可に関する案件についてそのことを市が答える立場にないといった話であって、先ほど土木リーダーが答えさせていただいたのは、その帰属を受ける道路についての内容だったので答えさせていただいたというところでございますので、そこは誤解がないようお願いいたします。

答（土木） 緊急車両につきましても、建築基準法上の4メートルの道路が確保されておりますので、通行上、支障ないというふうに判断しております。

問（13） 確かに私、分かってます、県が許可するのは分かってるんですね。分かっているんですけど、これまでもいろいろ私現地調査していただいて、いろいろ不審に思うところが多々ありました。なので、そういったところをやはり市としてはこうですよ、こうですよってことをきっちり証明していただければ私も何も言わないんですけど、やはりそのあたりがきっちり証明されてないっていうか、私にはちょっと納得いくような結果がいただけてないっていうことと、あと、県が許可をするのはそうなんですけど、県はあくまでも今、市から提出されたものを見て、いわゆるは文書としてきちんと整っているのか、申請項目に不備がないとか、本来記入しなきゃいけないところを記入してないとか、はっきり言ってその程度しかちょっとチェックしてないのかなっていうところなんですけど…

不規則発言あり

問（13） 何かありますか、副市長、いいですか。何か今おっしゃってたんですけど。

なので、やはりそのあたりを土木としては今回の開発について、現地調査とかはされているのかどうか、そこだけ最後確認したいと思います。

答（土木） 道路の幅員等につきましても現地で確認をしております。

問（13） 今、なかなか開発のグレーゾーンに行くようなことを近隣市今やってないんですけど、特に今回の芳川町のところなんですけど、芳川町の今回の開発道路の反対側、いわゆるいう海側のところですよ。そちらについては、開発した業者というのは同じになるんでしょうか、違う業者になるんでしょうか。

答（都市計画） 芳川町のところの市道認定をいただくところの西側の住宅が集まったところの件だと思いますが、ちょっと今手元に資料ございませんが、過去に開発等をされたという区域であるということを認識しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（３）議案第48号 令和８年度高浜市一般会計補正予算（第４回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 補正予算書の65ページ、８款２項１目の市道新設改良事業に関して、道路構造物の民地内への越境について３点伺います。

まず１点目に、この越境している構造物が何であるのか。そして、これいつ頃から越境していたのかという点。

そして２点目が、その構造物がこの民地内に越境することとなった原因が何か。

３点目に、市はいつ何をきっかけにこの越境を把握したのか、以上３点についてお願いします。

答（土木） 越境物につきましては、道路側溝の一部が民地内に越境しておったというものでございます。いつ頃からかと言いますと、もう少し前なんですけど、越境しているということが分かって、令和２年から一部借地の契約をさせていただいておったんです

が、その後、土地利用の関係で土地を処分、処分というか、市に買っていただくか、そこを撤去していただくか、どちらかという形で比較検討した結果、買ったほうが安いのではないかという形で、今回こういう処理をさせていただいております。

問（12） その越境することとなった原因で、いつ、何がきっかけでその越境を把握したのかという点、お願いします。

答（土木） 道路工事の際に、当時、多分、くいの確認をしたかと思うのですが、その測量、現地測量ですから、個人の所有者の方が確定測量を行った際に境界がはっきりした関係上、側溝が影響しておったということが判明したものでございます。

問（13） まず歳入として、補正予算書の52ページにいきます。10款1項1目の地方交付税についてお伺いしていきます。

今回、地方交付税が交付されるということで、その積算っていうのは、もう確実にこの間、確定してないかもって言われたんですけど、その積算がされてるってことはその基となる国調人数っていうのが出てると思いますので、その人数は何人で、今回、この計算された上で地方交付税のこの金額になったのか教えていただきたいのと、住基人口とそれから国調、この差についても何人ということで把握されているのか、教えてください。

答（財務） まず1点目の積算の国調人口でございますが、速報値としての数字4万8,122人で今回積算されております。

2つ目の住基人口の差は何人というところですが、今回の国調は令和7年10月1日時点での調査となっておりますので、住基人口と比較すると800人ほど差があります。

問（13） 今800人ほどというお話があったんですけど、私の今、ぱって計算すると818ですかね。818でよろしいですか。

答（行財政改革） 住民基本台帳の人口が4万8,940人と当時でしたので、マイナス819人ということでお願いいたします。（後述訂正あり）

問（13） 819で計算されてるんですね。そうなると、すごくショックな数字で、せめて上限50人ぐらいの差かなと思ったんですけど、819というところで、例えば、国調人口が住基人口と同数であった場合、地方交付税は計算上幾らになるか、教えてください。

答（財務） 仮定の話になりますけども、住基人口だった場合は約5,000万円増額されてたということになります。

問（13） これ市長、交付税のこの額についてどのような見解をお持ちでしょうか。市

長からお聞きしたいんですけど。

答（市長） 私たちがしっかり調べて出した数字に基づいていただいたということで、国調人口でいうと、住基人口と、他市でいくと住基人口より国調のほうが多いようなまちもありまして、それについてはいろいろと個人的にも思うことはありますが、私たちとしてはちゃんと国調調べましてそれを国に出した、その結果がその数字だと思っております。

問（13） 先日、議会でこれ国調人口が確定していない旨の答弁があったと思うんですけど、今後修正されてこの交付税を返還する補正予算が計上される可能性はゼロではないっていう理解でしょうか、どうなんでしょうか。

答（財務） まず、今の算定については先ほどのとおり速報値で積算されております。確報値が出た際には、その差額についてはこれまでの例でいきますと、来年度の算定時に錯誤額ということで、プラス、マイナス相殺されて算定されるという仕組みになっております。なので、今後、この国調人口の変更による補正予算は予定してません。

問（13） 確定値は本日出るんですか。それによって結局今のお話でいくと、補正予算はないけど来年度のこれ当初予算か何かに反映される。もし変わってきたらされるっていうのか、それか来年度の交付税で清算されるっていうことになるんでしょうか。

答（財務） 国調人口の確報値による差による普通交付税の予算についてですけど、まず来年度の当初予算については概算の数値で当初予算を計上させていただきます。その後、また9月議会のときには来年度、令和9年度の普通交付税が確定しておりますので、そこで差額を補正予算の増減をさせていただく予定です。

問（13） では、歳出に移ります。

64ページの7款1項2目の商工振興費についてお伺いします。

今日現在、何件の申請があって、結果的に幾ら予算を使われてるのか、教えていただけますか。

答（経済環境） 今年度でございますけれども、108件の今のところ申請というふうに承知をしております、金額的には、現在、支出負担行為額の総額では、これ8月24日現在なんですけれども、773万7,800円ということでございます。手元の資料ではそこまでということです。

問（13） 今、先ほど最初108件の申請とおっしゃったんですけど、この108っていうのは8月24日現在の数字っていうことですか。やっぱりこれから1か月たってるもんです

から、やはりこの数字ではもう今ないと思うんですけど、それについては、今手元にはないけど把握はもちろんされてると思うんですけど、ちょっとよく分からなかったんですけど、御答弁。

答（経済環境） 8月末の時点で申請が91件、9月に入って昨日までの申請が支給していないものも含めて17件ということで、先ほど答弁申し上げました。

問（13） 8月末が91件で今日現在が申請が108件。いわゆる…

不規則発言

委員長 静粛に願います。続けてください。

問（13） 773万7,800円っていうのは、8月24日現在の申請によっていわゆる必要な予算で、108件の現在出てる申請によって必要な予算っていうのが今はちょっと分からないっていうことになるかと思うんですけど、そういうことでよかったのかっていうことと、あと、今回、今年度これ当初予算を大きく減らしてるんですけど、その理由についてもお聞かせいただきたいのと、それに合わせて、当初見込みを上回るようになった理由について御説明をお願いします。

答（経済環境） 手元の資料が8月24日現在の支出負担行為額ですので、よろしく願いますということと、当初、減額した理由というのが、当初予算編成時ではそこまでの伸びが見込まれてなかったのが、今の厳しい予算状況の中で減額をして計上したというところがございますが、当初予算編成の我々が計上する過程の中で年明けの令和8年2月頃から少し伸びてきた時期があったということと、この7月以降、県のほうが中東情勢米国関税措置等の影響で特別枠を7月3日以降設置されたということも影響してきておりまして、この後、伸びが見込まれるというような状況があって、今回補正をさせていただいております。

我々今回の補正計上後にも状況が、また金利上昇だとかいろんな状況が変わってきておりますので、この金額で年度末までいけるかどうかはちょっとまだはっきりとしたことは申し上げられませんが、そんな状況でございます。

問（13） 今の答弁だと、この金額でいけるのかどうか分からないっていうふうにおっしゃってると思うので、そうすると私もまた再度補正が上がるんじゃないかっていうふうに思ってるので、それでいくとこの金額に設定したっていうのがよく分からないので、

今の御答弁でいくと、結局私は再度補正上がっちゃうんじゃないのっていうふうに思うんですけど、そのあたりどうなのでしょう。

答（経済環境） 今回の補正の見込みについては総括で御答弁させていただいたとおりでございますが、議員おっしゃられるように、我々もこの中東情勢だとかいろんな影響でこの後どうなってくるかっていうことが確実に読み切れるわけではございませんので、その際にはぜひまた補正を上げさせていただくかもしれませんが、そのときはまた御可決いただけるように御協力いただければと思います。

問（13） そういう補正のないように予算っていうのをちゃんとつくるべきだと私は思ってるんですけど。

あと、先ほど質問にあった同じページの8款2項1目の生活道路新設改良費についてお伺いしたいんですけど、令和2年より、先ほどの御答弁で借地契約をしていたよってということで、これ詳細説明を見ると、これ4件って書いてあるんですよ、土地購入費ってというのが。いわゆる4件について側溝の一部がその土地の中にいわゆる食い込んでいたっていうか、土地の中に側溝が入っていたっていう理解なのかなと思うんですけど、借地契約による金額が年間幾らで、それに対して今回の購入価格はどのように計算されていくのかよく分からないので教えてください。

答（土木） 借地契約につきましては、無償借地で契約をしておりました。相手方が土地を売却したいという意向がございまして、今回買わさせていただくというものでございます。

問（13） これで見ると、結局その側溝が4件分入ってたってということですか。それともこの4件というのがよく分からないんですけど。

答（土木） 先ほど主要なものだけ一つお答えさせていただきましたが、ほかの件につきましては、今年の5月に発覚したものがあと2件ございます。もう1件につきましては、昨年度の工事の際に、一部、民地内に越境していたということが判明したものですから、その部分について、当初、無償借地で契約の交渉しておったんですが、相手方との交渉の結果、今回買わさせていただくという形で協議を進めさせていただいているものでございます。

問（13） 側溝がいわゆる民地内に入ってたってことの原因については、どのような見解ですか。

答（土木） こちらの側溝が越境していたものにつきましては、全て個人の方が境界立

会をやられた結果、若干側溝が民地内に出ていたというのが判明したものでございます。

問（13）　ということは、いわゆる文書で確認できない、昔からそこに道路があって側溝があってっていうことで、たまたまそうやって判明したっていう理解なのか。それともそこを何か道路を新たに作ったんだけど、その道路が設計が悪かったのか、工事が悪かったのか分かんないけど、それで民地内に入ったのか、そこがちょっと責任の所在がよく分からないんですけど。

答（土木）　側溝自体かなり古いものもでございます。工事する際につきましては、民地の方と立会いを行って、境界を確認した上で側溝を入れるのですが、場所によっては境界がない場所もございますし、あとは測量した結果、境界が動くものもでございます。その結果、今回境界を越境しておったということが判明したものでございます。

問（13）　ちょっとよく分からないんですけど、今の御答弁でいくと、いわゆる新たに側溝を入れたんですよね。入れてっていうことではない。違うんですか。ちょっとよく分からないんですけど。

答（土木）　側溝につきまして、以前、昭和ですか、平成時代に側溝整備を行ったと。その際につきましては、現地で確認をさせていただいて、ここでいいですかという形で設置をしたのですが、その後も測量した結果、はみ出しておったということが判明したものでございます。

問（13）　多分すごい古い側溝なんですかね、今のお話でいくと。そのあたりがなかなかこの文章だけだと想像になっちゃうんですけど、そうなってくると、ほかにもこういったところ箇所が出てこないかなと思うんですけど、そのあたりのチェックはされたんでしょうか、今回これが判明したってことで。どうなんでしょうか。

答（土木）　道路整備につきましては、新たな道路新設工事につきましては、用地測量ですとか、境界測量を行いまして、その結果、そこに構造物をつけるというものが一般的でございます。

ただし、一般的な生活道路の改修、既存の側溝ですとか水路の改修につきましては、既存の構造物でもって、現地で地権者の方と立会いを行って据えてくという形ですので、その際には測量を行ってはおりません。

ただ、民地の境界立会をする際には、そういった確定されますので、そういったときにまた判明することは、今後出るかもしれません。

問（13）　同じく、65ページの8款5項3目の下水道費についてお伺いします。

下水道事業への繰入れが計上されてるんですけど、これが行われた場合、都市計画税の下水道事業への充当率をお答えください。

答（財務） 充当率につきましては、99.86%になります。

問（13） 66ページに移ります。12款1項2目の利子についてお伺いいたします。

長期償還金、これ2,646万6,000円。ちょっと私、非常に大きく上がっててびっくりしたんですけど、これは定期的な利率見直し等に伴う元利償還額の増加によるものと、これ詳細説明に明記されているんですけど、ここのところ金利の上昇の上げ幅が非常に大きいということで、その影響だと想像するんですけど、特にこれ金利の変動による利息の上がり幅が大きい事業名とか、それによって利息、具体的にどれぐらい上がってるのか、全くちょっとこれ一括でボンって出てるもんですから、なかなかこれイメージしづらいので、教えていただけますでしょうか。

答（財務） 今回、利子償還額の増額補正ということで、2,600万ほど計上させていただいておりますが、まず金額が大きいものの例としましては、港小学校長寿命化改良工事では、借入額が5億590万円で、当初予算では前年度の実績の平均値ということで1.352%を当初予算で計上しておりまして、令和8年度の償還額は約680万円を予定しておりました。

入札の結果、利率は2.95%ということで当初よりも倍以上の利率になったということと、償還額について申しますと1,200万円ということで、差額として570万円ほど増額になっております。

これが一例でございまして、令和7年度借入本数は37本ございましたので、利率が上がったことによる積み重ねということで、今回2,600万円の増額補正をお願いしております。

答（行財政改革） 歳入の地方交付税のところで、私、国勢調査人口と住基人口の差を819人と答弁いたしましたが、委員言われるように818人でございました。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(4) 議案第49号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(5) 議案第50号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(6) 議案第51号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(7) 議案第53号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

問(13) 補正予算書136ページ、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合の納付金についてお伺いしたいんですけど、これ保険料負担金251万3,000円がこれ計上されてるんですけど、これいつからいつまでの後期高齢者医療費に対してこのように納付金が計上されてくるのか、教えていただけますか。

答（市民部） これ議案説明会の中でもお話ししましたがけれども、令和7年度分の出納整理期間に入ったものについて、今回保険料負担金を払うというものであります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（8）議案第54号 令和8年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 補正予算書16ページの資本的支出、1款1項1目管路建設改良費に関して、この訓練所跡地の用地取得に向けた測量委託料について、まず2点伺います。

1点目に、今回の測量はこの跡地全体の取得を前提とするものか、または一部の取得を前提とするものか。一部であれば、この跡地のどの部分を取得する予定なのか、お聞かせてください。

2点目に、なぜ今回その土地を取得することとなったのか、お聞かせください。

答（上下水道） この専門校の跡地ですけども、これは一部、下水道施設がありますので、そちらのほうを取得するものであります。

なぜ、今回そこを取得することになったかと言いますと、必要な下水道施設、公共下水道浜町排水区の雨水管が入ってますので、そちらのほうを取得するために測量業務を行うものでございます。

問（12） 今回のこの取得なんですが、この跡地全体の取得や活用に向けた検討と関係するものか、お聞かせください。

答（都市計画） 跡地の活用の御質問でございますが、まず、これまで愛知県が所有いたします技術専門校の跡地の活用方法を検討してまいりましたが、最終的に土地所有者であります愛知県の意向であったり、活用の必要性、あと財政面などを総合的に判断した結果、市民生活において必要不可欠な部分のみを取得する方針に至りました。

この土地に埋設されている、今御説明させていただいたとおり、公共下水道の部分を取得する方針に至ったものでございます。

問（13） いわゆるここ県有地だと思うんですね。県有地で県から用地取得をするってことになるのかなと思うんですけど、今の説明でよく分からないところが、一部下水道施設があるってということなんですけど、県有地に市が下水道を通したってことなんですか。そのあたり、ちょっとよく分からなかったのと、あと浜町排水っていう、何か言葉が聞こえたんですけど、そのあたりもよく分からなかったので、ちょっと詳しく説明していただきたいのと、なぜその県有地に市がそういった工事をされたのかよく分からないんですけど、こういうことになったのか、教えていただけますか。

答（上下水道） なぜそこの県有地に実際下水道施設が埋設されてるかと言いますと、昭和37年度から昭和38年度にかけまして、浸水対策として、管路を本市が整備しております、当時ですけど、その後、昭和50年度に港小学校の建設に伴いまして、県と市の土地の交換によりまして、その下水道施設が高浜高等専門校に埋設されておる状態でございます。

答（都市政策部） もう少し詳細に説明させていただきますと、もともと今の専門校の土地は市の土地でした、以前は。港小学校のところが県の土地でした。

ですので、そこのところに雨水用の対策管として、その市の土地のところに、ちょうど交差点、信号の辺りですかね、そちらから川に向かって、川っていうか、土地を横断する形で雨水管というのが入ってます。

それがさっきリーダーが言ったみたいに、昭和50何年かな、港小学校とその土地を、建てるのに愛知県と土地を交換したので、結果、県有地に市の埋設管が入ってるっていう状態になったっていうところでありまして、専門校がこれでなくなって専門校の土地を処分するに当たって、市としては、その雨水管というのは、雨水を処理する上で重要な管になりますので、それを維持していくためには、それを迂回させて例えば違う管路をつくろうとすると、またそれはすごい莫大なお金がかかってしまうので、今回それを維持していく上ではその土地の購入が最も安価で、必要だということで、その動きをするために、まず測量すると、そういう流れでございます。

問（13） 歴史的な理由があるのかなって今お話聞いたんですけど、そうなってくると、結局今の話でいくと、多分県有地のまま、あそこ全体は使うのかなっていうのと、その一部を市が購入して、その場所がよく分かんないんですよ、その端っこのほうなのか、何かちょっとどこなのかもよく分かんないんですけど、そうやってきた場合に、今、安価でっていうお話があったんですけど、何かそれは確実にもう金額の話とかもされてる

っていうことでよろしかったんですか。ちょっとよく分からないんですけど。

答（都市政策部） もちろん今の件については愛知県とも協議する中で、また先ほど申しましたように、この区域の雨水を処理する上で重要な管となつてまいりますので、仮に迂回させる場合は、さっき言った財源的なもちろん話もありますし、曲げることで迂回するっていう形になると、長さも長くなったり、いろんな件もありますので、そのまま、今ちょうど土地を真ん中よりちょっと北側にありますけど、あの土地を横断する形に入ってますので、その形状を維持していくことが最適であろうという判断で、今回購入するに当たっての測量を進めているという内容でございます。

問（13） 今、横断する形でっておっしゃったんですけど、その横断してるこの部分だけを購入するっていうことなんですか。それともその横断してるもんだから、そこまでの半分を購入するのか、本当にその部分だけになるんですか。

答（都市政策部） 土地としては、埋設管が1.6メートルの管が入るとという管になりますので、それを管理する上で必要な当然部分がありますので、その部分を下水道の管路を点検したりするのに必要な部分をその土地を買っていくという形になるので、当然下水道管が横断してる部分の上を、土地を横断する形で購入していくという形になってまいります。

問（13） そうすると、土地の中で横断する一部を市が買うっていうことになるっていうことで、非常に今後どうなるのかなと思うんですけど。今回のこの話があった場合、多分県有地、その訓練校跡地の多分これ今後の活用について話がゼロということはないと思うんですけど、これゼロだったんですか。それとも何か話合いをした上で、その一部は市が購入するけど、あとは県がいわゆる所有し続けるっていうことで、片がついたというか、そこで収まったっていうか、そういう形になるのかなと思うんですけど、活用については全く何もなかったんですかね。さっき柴口議員もおっしゃってたけど、答弁があまりなかったんですけど、そのあたりはどうなんですか。

答（副市長） 訓練校につきましては、先ほど都市計画グループリーダーがお話をしたように、我々もいろんな形で多方面から御要望をいただきまして、それから議会のほうでも土地の利活用についてという御提案も過去の一般質問でいただきました。

いずれにしても、あの土地については、今申しましたように、下水のところで必要最低限のところを横断的に買わしていただくということで、あとは県のほうが今から土地利用について順次進めていかれるというふうに思っております。

問（13） 今、副市長から思っておりますっていうお話があったんですけど、今後、県がどういうふうに関用、いわゆる横断で真ん中だけ市が買っちゃうってことになるものですから、県としての関用方法っていうのは、今の答弁でいくと、全く今示されていないっていう状態なのか、それとも市に何か御相談があるのか。そのあたりは、はっきりお聞きしたいなと思うんですけど、どうですか。

答（副市長） 県としても、まず県有地で広大な面積でございますので、市のほうにお問合せがございました。しかしながら、我々も相対的に判断をして、必要な部分だけを購入するというに、判断に至ったということでございます。

問（13） 県として活用していただくとか、そういった検討については何もなかったんですかね。市のほうとして、例えば芳川緑地のように、芳川緑地もあれ県有地なんだけど、県が整備してっていうところがあるんですけど、そのあたりも今は何も示されていないし、相談もないし、こっちから申入れもないっていう形なんでしょうか。

答（副市長） 今、我々は県の所有の土地に対して、あれをしてくれ、これをしてってくれっていうようなことは、所有権がないわけですからいろんなことは言えませんので、県は、今、私ども聞いておるところは、地下のいわゆる埋設物の調査をされて、最終的には売却をされるという予定だというふうに関聞いております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（9）請願第2号 高校生世代までの通院医療費の全額助成を求める請願

委員長 意見を求めます。

意（12） 本請願は、高校生世代までの通院医療費について、中学生までと同様に全額助成の対象とすることを求めるものです。

子育て世帯にとっては、この子供の医療費は日常生活に関わる負担の一つであり、その負担を軽減していくことは、支援を進める上でも意義があると考えます。

また、子供の成長を支える環境を整えていくという観点からも、この高校生世代まで

通院医療費の助成を拡大するという本請願の趣旨には賛同するものです。

以上のことから、本請願には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、請願第2号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

委員におかれましては、引き続き、請願第2号に係る自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。

当局の方は、原則退席としますが、傍聴は可としております。自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼びいたしますので、控え室でお待ちいただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後は、各部長に御連絡いたします。

一般の方の傍聴は自由ですので、退席する必要はございません。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時1分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《自由討議》

(1) 請願第2号 高校生世代までの通院医療費の全額助成を求める請願

委員長 ただいまより、自由討議を実施いたします。

自由討議を行う案件は、請願第2号 高校生世代までの通院医療費の全額助成を求める請願であります。

それでは、自由討議実施に当たり、次の事項が申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。

まず、委員の方の発言は、挙手をもって委員長の指名により発言をお願いいたします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、おおむね30分を目安といたします。また、自由討議についても、委員会記録の中に記載されることになりますので、御承知願います。以上であります。

それではまず、自由討議の提案者であります、市政クラブより、北川委員、凛々会より、黒川委員に自由討議すべき課題、論点等について、それぞれ御説明、御意見をお願いいたします。

意（10） まず、請願というのは紹介議員さんがおるということで、この委員会にも紹介議員さん入って見えるもんですから、自由討議というものをやるべきであろうというのが趣旨の一番大事なところであります。

それから、元の意見を私の立場で言うことによって、それが論点となって討議が成立していくんだらうなということでもありますので、私のこの請願に対する意見を言わせていただきます。

私は、子供たちが家庭の経済状況によって必要な医療を受けることができないと、そのような社会は絶対によいとは思っておりません。しかし、必要な医療を受けられる環境を保障することと、所得にかかわらず高校生世代までの全ての通院医療費を完全に無償化することは分けて考える必要があるというのが私の考えであります。

無償化と言っても医療費そのものがなくなるわけではありません。窓口での負担を公費による負担へ置き換えるものであります。つまり、税金を投入するという話になるわけです。

だからこそ、我々議員が問わなければならないのは、無料になるからよいということではなくって、その財源を投入することによって、子供たちの健康や医療へのアクセスがどれだけ改善されるのか。そして、他の子育て施策と比較して本当に優先すべき政策なのかというところを議論しなければならないと考えております。

低所得世帯への重点的な支援、一定額の自己負担、月額上限などを決める、必要な医療へのアクセスを守る方法は完全無償化だけではないというふうに思います。

子供を支援することには賛成です。しかし、限られた財源の中で、負担能力を問わず、一律に通院医療費をゼロにすること、これは行財政改革をやっているさなかの高浜市が、しっかり議論はすべきことだとは思いますが、それを早く導入に踏み切るとい

ことには、いささか疑問が残るということで、この請願に対しては賛成できかねるというのが私の考えです。以上です。

意（14） 先ほどお話がありましたように、同僚議員の福岡議員が紹介議員になっておりますので、そのために、私のこの請願に対する賛成の立場の意見を言わせていただいて代えさせていただきたいと思います。

高浜市では中学校卒業までの子供の保険診療にかかる自己負担分を助成しています。また、令和7年4月からは高校生世代の入院医療費も助成するようになりました。子供の健康を支える制度が一步進んだことは大変評価しています。

しかし、高校生世代の通院医療費は、現在も助成の対象となっておりません。中学校を卒業したからといって、病気やけががなくなるわけでもありません。持病の治療やけがをした後の経過観察など、継続して通院が必要な子供もいます。入院だけでなく、日頃の通院も支えることが子供の健康を守る上で大切です。高校生世代は心も体も成長する時期です。同時に、家庭では進学に向けた準備など支出が重なります。通院のたびに生じる自己負担は、受診が続く家庭や複数の子供を育てる家庭にとって小さくない負担です。家庭の経済状況によって必要な受診をためらうことがないよう、安心して医療につながる環境を整えるべきだと考えます。

もちろん、助成の拡大には財源が必要です。市は、対象者や通院の状況、必要となる費用を把握し、継続して実施できる方法を検討しなければなりません。しかし、財源の検討が必要であることを理由に、請願の願いを退けるべきではありません。議会が市民の声を受けとめ、市に具体的な調査と検討を求めることに請願を採択する意義があります。近隣の刈谷市では、令和4年4月診療分から高校生世代の通院医療費も助成対象としています。高浜市でも入院医療費の助成からさらに一步進め、通院の助成を実現する方向で検討すべきだと思います。

子供の健康を中学校卒業で区切ることなく、高校生世代まで切れ目なく支えること、子供が必要な医療を安心して受けられ、保護者も安心して子育てができるまちを目指すこと、そのために、私は本請願には採択に賛成いたします。

委員長 それでは、請願第2号について、御発言をお願いいたします。

意（6） 公明党は、これまで子ども医療費助成の拡充について、その必要性を認識する一方で、財源の確保や制度の持続可能性について慎重に考える必要があるとの立場を取ってきました。その考えは今も変わっておりません。

現在、行財政改革が進められている中で、市民にとって何が必要な施策なのかと考えたときに、必要なときに必要な医療を受けられる環境を整えることが重要だと判断し、この請願には賛成したいと思います。

ただ、実施に当たっては、財源の確保、また、適正受診への取組などを決めていくことも重要だと考えております。

意（３） 先ほど北川議員が言ってくくださったように、この請願自体は、高校生世帯の通院費無料化という施策自体は、確かに子育てを支援することの重要性については十分認識していますし、そういった声があるのも理解しております。

ただ、一方、先ほどもありましたけど、財源が難しい中で今までも難しい中で、どうしてできなかったのかっていう過去のこともありますし、今からすぐこれもやりますっていうことではない。先日の一般質問の中で、１年半後ぐらいな形になっているというお話が出ておりました。やる方向性では、市としても考えていただいているということも含めて、ただいま行財政改革が進んでいる中で、何を優先してどのような子育て施策を進めていくのかというのは大変重要なことだと思いますので、そちらのほうのバランスを考えると、この請願には直ちに賛成はできないと思っております。

意（１３） 私は紹介議員ということなんですけど、今、国が子ども未来戦略っていうことを掲げておりまして、いわゆる若者及び子育て世帯の支援をしていくっていうことを国として上げております。

そういった中で、令和７年の４月におきましても、これ国のデータを見ると、全国でも９０％以上の自治体の実施しております。先ほどから財源の確保というお話があります。確かに行財政改革が進み、先日も市民会議の第２回が行われました。１２月の中旬には市民説明会が行われるということで、そのときにはやはりこういう案で行きますよということで市民の方へ、先日の市民会議の説明でいくと、令和１１年度には財政調整基金を１０億積み込むような予算編成をしていきます、目指しますっていうことでしたので、それに向けた案というのが示されると思っております。なので、やはりそれまでにこの施策を議会としてどういう態度で行政、そして市民の方に必要性を訴えていくのかっていうところは、もうこのタイミングでしか逆にはないんじゃないかと思っております。行財政改革で案が決まってしまうと、やはりもうそれはその案のとおりに行くということになりますので、その案が決まる前にやはり今議会として示すべきではないかなと思っております。

これまでも市長が何度もいろんなところで御説明とかしていただいたり、広報とかにも書いていただいているように、行財政改革は削るだけじゃないですよと、守るべきことは守りますっていう話でした。そういった中で、やはり先ほども申したように、全国でも90%以上の自治体が行っている。そして、愛知県下では、皆さん御存知のように、高浜市だけこの施策が行われていないということを考えれば、やはりこれは守るべき施策ではないかと私は考えております。

なので、今回、請願者の方から御相談があった際には、紹介議員となって、今回、議会のほうに請願として出させていただく形となりましたので、ぜひ皆様におかれましては賛成して、採択していただけるようお願い申し上げます。

意(10) 先ほども言いましたけれども、この請願の中身、これかなしいかな、紹介議員がいるにもかかわらず、まるっきり中身のない請願になっておると思います。

さきの一般質問で、市長、それから市民部長から答弁があったように、やりたくても今すぐできるものではないという答えがもう既に返ってきておる。そして、今からすぐやろうと思っても、準備に1年あるいは1年半ぐらいかかってしまう。金額で言うなら、年間でおよそ4千数百万のお金が現状かかるだろうというふうに言われておる。ということは、少なくとも10年間ぐらいいですね、恒久的な財政財源がきちんと示されなければ、これは議会としてやるべきだということを言えないというふうに思います。少なくとも、今から準備して1年、1年半かかるのであれば、その間にどのように財源をつくっていくのか、どういう形で進めていくのか、そういったところをきちんと当局のほうで調査をし、そして、政策として進められる準備を議会に示していただくということが重要であって、この請願自体を採択することが重要ではないというふうに思います。

市民の気持ちは十分に分かります。この世代の気持ちも十分に分かります。それを理解するから、単純に請願だからといって賛成するのではなくって、本来の議員のやるべきこと、それから議会の目線をどこに置くべきか、これをしっかりと議論をしなければならぬ。だから、我々市政クラブは、この自由討議の中で、これを訴えていこうということで自由討議をやりましょうという話を出させていただいたというふうに思っております。

ぜひ、高浜市議会が高浜市に対してどうしていつてほしいのかということをしかりと示すことをやっていくことが大事であるというふうに理解をして、この請願には、残念ですが、今は趣旨採択というのは高浜市議会にありませんので、だから採択できなけ

ればこれ不採択なんです。これは致し方ないということで市民の方にも御理解をいただければと思います。

意（12） 確かに財政状況が厳しく、行財政改革を進めていることは承知しております。ただ、行財政改革を進めているからといって、新たなこの施策を全て行わないということではないと思います。限られた財源の中で既存事業も含めて、必要性や優先度を判断し、必要な施策には財源を確保していくことが重要だと考えております。

今回のこの一般質問でも、高校生年代までの通院医療費助成については、当局自身が子育て世帯の負担軽減という観点から重要な検討課題の一つと答弁をされております。

私、その重要性を踏まえれば、この歳出の見直しだけではなく、この歳入を確保することも考える必要があると思います。

これまでも大規模法人への法人市民税の不均一課税、これその一つとして提案をしてきました。今回の資料要求の資料では資本金10億円以上の法人に8.4%を適用した場合、3,746万2,000円の増収が見込まれると示されております。もちろん、これだけで必要な財源の全てを賄えると言っているわけではありません。歳入歳出の両面から財源を確保しながら進めていくべきことだと考えております。

意（13） 今の北川委員のお話を聞いていると、議会としてまずは何か行政側にできるかどうかの調査研究を、何か意見を求めるのかなっていうふうに私は捉えてしまいました。実際問題どうか分かりませんが、もしそうであれば、やはりそれは、こういった市民の声を受けて、そういった調査研究の意見書を出すというのが私としては常識的な流れかなと思います。

ただ単に調査研究をした上で、こういった意見は反対だけど調査研究だけしてくださいっていうのは、私はちょっと矛盾しているんじゃないかなと思っております。

実際問題、今回、請願者の方お1人なんですけど、私のところにはすごく多くの方からこういった声は届いております。なので、やはりそれは我々議員として、ぜひとも私としては、行財政改革の中の優先順位を、どのように最終的に市長は決めるか分かりませんが、やはりこれは近隣市、そして全国的な動きを見れば、私は優先度は高いのではないかなと思っております。

細かい内容につきましては、今後、それは行政側が考えていただければいいと思っておりますし、とにかく市民からの声につきましては、まずは行政側に届けるということで、我々議会として採択していただけると、市民のためにもいいのではないかなと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

意（３） 自由討議ということなので自分語りをさせていただきますと、吉岡市長が市長になったときに公開討論会を開催させていただきました、あのときに、たしか子供の医療費がまだ高浜市は無償になって…窓口でちょっと払って後から返してもらうという、今みたいに全部が無償化じゃなかったんですよ。そのときに、そういった無償化になったほうがいい人っていう質問を全体にしたら、圧倒的に無償化にしたほうがいいんですけどっていう答えが出てきて、それ仕掛けたのは私だったんです。そのときはまだ議員でもなかったし、恒久的な財源が必要とかっていうことも考えずに、ただただ本当に多分、今の請願に出されてる方と一緒にですよ。本当に無償化に、よその地域でもやってるし、本当に無償化になったらいいなと思って出したんです。そういった意見で、結局その後からその施策は続けられるようになったんですけど、その時に私多分議員じゃなかった今議員になって10年もたちましたから、本当にやっぱり恒久的に5,000万が要るなら5,000万、10年要るなら、やっぱりその確保をしながらしていかないかなと思いますし、裕福な方から生活に困っている方まで同一に無償化にするのはいかなものかなとも思います。そのやってほしいっていう気持ちは、私主婦だったからすごくよく分かりますし、本当にこの施策全体に反対するっていうことではないですけど、やはりこの請願を見て、議員として見たときに、全国の90%がやってるからどうだとか、県内で最後だからどうだとかっていうそういうことではなくて、高浜市のことを考えて、これを恒久的に子供施策としてやっていけるのかどうかっていうところのほうが大事だと思います。

ですから、やはりこの請願には、趣旨採択がなくなっちゃったから趣旨採択でオーケーって言って出すわけにはいけませんので、この請願自体には反対をさせていただきたいと思っております。

本当に心苦しいんですけど、御理解していただきたいと思います。

意（10） 高浜の政策、この子供たちに対する政策ですね。年齢的に言うと若者世代の年齢と言ってもいいかもしれませんけれども、昔、青少年ホームでパソコンだとか、それからバンドだとか、ああいったものにあそこでお金をかけて若者世代を応援しようということで、中高生がすごくあそこに集まってやっていた時代がありました。

それも同じなんですよ、お金の使い方は。それは絶対的に違うのが、その世代全員が対象なんですよ、そういう施策は。これは健康害さない子供は関係ない話ですよ、これ。だから、例えば、健康増進のための施策だとか、これ全員対象ですよ。お金の

かけ方っていうのはいろいろあるんですよ。全て子育て支援だと思いますよ、何やっても。だから、ここだけ特化してやるっていうことは、いかななものかなというのが僕の基本的な考え方です。

それともう一つは、高浜が唯一、県下でやってこれなかったということは、もっと真剣に考えなきゃいけないということです。最後だから、こんな形でやりますという形でやっていく。議会がしっかりと納得をし、市民の方々が喜んでくれる、そういう形をつくっていただかなければ、最後の最後までやれなかった事情が、お金がありませんでしたという単純な話ではないと思います。

歴代の市長さんがそれぞれの思いがあって、いろんなところに政策としてお金を使っていったわけですから、それを否定するもんじゃないし、今からやるのであれば、それなりの目に見える形で、どこにもしわ寄せが来ない、そういう政策にしていいただければなということが希望の一つであります。

しかしながら、請願というのはこんな簡単なものではなくて、また今回も話がなかったんで残念ですが、紹介議員さんから一言も請願出しますのでお願いしますという話は、私のところには聞こえてきませんでした。

何のための紹介議員なのかっていうのは、前も一度何かで言いましたけども、これおかしな話だと思います。議員の最も重要な仕事は、1人でも多くの自分と同じ考えの支援者をつくること。これが議会における議員の最も重要な仕事であります。それができなくて、紹介議員って受けるべきではないというぐらいのことを思います。

ぜひ、そのところは、まだ本会議最終日まで時間がありますので、一度、直接お話に来ていただければ、お話を聞かせていただきたいなという希望を言わせていただいて意見とさせていただきます。

意（13） 私への批判なのか意見なのかちょっとよく分かりませんが、やはり議員の仕事は同じような意見の人を増やすというのは、それは間違いではないと思います。だからこそ、今、私はここで皆さんにお願いをしているわけであって。やはりそれは、多くの市民や今日も傍聴者の方がお見えですので、こうした方々の中で議論をするっていうことが私は大事だと思っております。水面下の駆け引きとかそういうものではなく、やはりこういった公開の場で意見を議論し合うっていうことによって、賛成なのか反対なのかっていうところは私は大事にしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに御発言もないようですので、これで請願第2号についての自由討議を終了いたします。

これより採決に当たり、当局の方が入場しますので、ここで暫時休憩とし、委員会につきましては、11時35分、再開いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時36分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

意（副市長） 先ほど、私、発言すればよかったんですけど、議案の第46号の市道認定のところで、13番議員より、文書偽造がというような言葉で我々職員に対してそういった御発言がありましたので、私どもそういったことは一切しておりませんので、その部分をしっかりとお伝えをしたいということで、発言をさせていただきます。よろしく願いいたします。

《採 決》

- (1) 議案第45号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (2) 議案第46号 市道路線の認定について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第48号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

挙手多数により原案可決

- (4) 議案第49号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第50号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第51号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(7) 議案第53号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第54号 令和8年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

挙手多数により原案可決

(9) 請願第2号 高校生世代までの通院医療費の全額助成を求める請願

挙手多数により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時41分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長